

山梨県福祉・介護職員処遇改善支援補助金（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金分）交付要綱

（趣旨）

第1条 山梨県福祉・介護職員処遇改善支援補助金（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金分）（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 山梨県福祉・介護職員処遇改善支援事業（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金分）（以下「本事業」という。）は、福祉・介護職員等に対して賃金改善を行う事業者に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助することにより、福祉・介護職員等の処遇改善を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 「障害福祉サービス事業所等」とは、福祉・介護職員処遇改善加算（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第123号）に規定する福祉・介護職員処遇改善加算をいう。以下同じ。）（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定する障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業所又は障害児入所施設をいう。
- (2) 「福祉・介護職員等」とは、福祉・介護職員及びその他の職員（福祉・介護職員以外の職員をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 「賃金改善」とは、賃金（基本給、手当、賞与その他労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのものをいい、退職手当を除く。以下同じ。）の改善をいう。
- (4) 「障害福祉サービス等報酬総額」とは、基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数に1単位当たりの単価を乗じて得た額をいう。ただし、過去に支払われた報酬の額に誤りがあったため、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む（令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）ものとし、障害児入所施設等については、支弁を受けた障害児施設措置費を含むものとする。
- (5) 「サービス別交付率」とは、別紙1の表1のサービス区分ごとに掲げる率をいう。
- (6) 「賃金改善実施期間」とは、原則として、令和6年2月から5月までの期間をいう。
- (7) 「就業規則等」とは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則（賃金に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。）をいう。

（対象事業所及び対象者）

第4条 本事業の対象となる事業所は、障害福祉サービス事業所等のうち、交付対象期間の各月において、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）を算定しており、かつ第5条に規定する算定要件を満たすものとする。

- 2 賃金改善の対象は、障害福祉サービス事業所等に勤務する福祉・介護職員等とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、障害福祉サービス事業所等において、その他の職員を賃金改善の対象に加えることも可能とする。この場合には、本事業が福祉・介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で実施するものとする。

（算定要件）

第5条 障害福祉サービス事業所等を運営する事業者で補助金の交付を受けようとするもの（以下「対象事業者」という。）は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 補助金の交付額に相当する賃金改善を実施すること。

- (2) 賃金改善は、賃金のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとし、この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させないとともに、令和6年6月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。
- (3) 原則として、令和6年2月分から賃金改善を実施すること。ただし、就業規則等の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、2月及び3月分を4月分とまとめて支払うこととしても差し支えない。
- (4) 安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましく、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること。ただし、就業規則等の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、令和6年2月分及び3月分については、この限りでない。

（補助金の交付申請）

第6条 対象事業所は、補助金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める日までに介護職員処遇改善補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

（計画書の提出）

第7条 対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める日までに、福祉・介護職員処遇改善計画書（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金分）（別紙様式2-1及び別紙様式2-2。以下「計画書」という。）を知事に提出するものとする。

2 計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 補助金の見込額 賃金改善実施期間における補助金の見込額をいう。
- (2) 賃金改善の見込額 賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）の総額であって、前号の補助金の見込額を上回る額をいう。
- (3) 基本給等による賃金改善の見込額（令和6年4・5月分） 前号の賃金改善の見込額のうち、令和6年4月及び5月分の総額であって、福祉・介護職員とその他の職員ごとの総額をいう。
- (4) 賃金改善を行う賃金項目及び方法 賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した又はする予定である賃金の項目の種類をいう。）、賃金改善の実施時期や対象職員、1人当たりの平均賃金改善見込額をいい、当該事項について可能な限り具体的に記載すること。また、補助金により実施される賃金改善のほか、各障害福祉サービス事業所等の独自の賃金改善を行っている場合には、その内容を記載すること。

3 対象事業者は、計画書の提出に当たり、計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料及び次に掲げる書類を適切に保管し、知事から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。

- (1) 就業規則等
- (2) 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

4 対象事業者から計画書の提出があったときは、補助金の交付の申請があったものとみなす。

（交付決定）

第8条 知事は、提出のあった計画書の審査及び必要に応じて行う記載内容の根拠書類の確認等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をするものとする。

（交付の条件）

第9条 知事は、交付決定に際して、次の条件を付するものとする。

- (1) 第11条各号のいずれかに該当するときは、同条の規定により変更の届出を行うこと。
- (2) 第13条第1項に該当するときは、同項の規定により実績報告書を提出するとともに、同条第3項の規定により実績報告書を事業完了後5年間保存すること。
- (3) 第14条に該当するときは、同条の規定により特別事情届出書を提出すること。
- (4) 第19条の規定により、帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成させるために必要な条件。

(交付決定の通知)

第10条 知事は、交付決定をしたときは、速やかに、その交付決定の内容及びこれに付した条件について、計画書を提出した対象事業者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助事業者に対する補助金は、毎月交付することを基本とする。ただし、令和6年2月分及び3月分については、4月分と合わせて交付するものとする。

2 補助事業者に対する補助金の1月当たりの額は、交付決定に係る各障害福祉サービス事業所等の障害福祉サービス等報酬総額にサービス別交付率を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。

3 補助金は、概算払とする。

4 介護サービス事業所等に対する補助額の支払いの振込先口座については、知事が別に定める様式により届出を行うものとし、原則として、法人ごとに知事に届け出た1つの口座に対して行うものとする。

(変更の届出)

第12条 補助事業者は、計画書に記載した事項に変更（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、当該各号に定める書面により届出を行うものとする。

(1) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合 当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容を記載した書面

(2) 障害福祉サービス事業所等に変更（廃止等の事由による。）があった場合 当該変更の内容を記載した書面及び当該変更後の計画書

(3) 就業規則等の改正（福祉・介護職員等の処遇に関する内容に限る。）をした場合 当該改正の概要を記載した書面

(4) 次のアからオまでに掲げる額のいずれかに変更がある場合（第14条に該当する場合を除く。）
当該変更の内容を記載した書面及び当該変更後の計画書

ア 別紙様式2-1の2①の額

イ 別紙様式2-1の2②の額

ウ 別紙様式2-1の2③ii)の額

(交付決定の変更)

第13条 知事は、前条の届出があった場合において、必要があると認めるときは、交付決定の内容又はこれに付した条件を変更するものとする。

2 第9条の規定は、前項の規定による変更をする場合に準用する。

(事業の中止又は廃止)

第14条 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとしているときは、中止（廃止）承認申請書を知事に提出する。

(実績報告書の提出)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い期日までに、福祉・介護職員処遇改善実績報告書（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金分）（別紙様式3-1及び別紙様式3-2。以下「実績報告書」という。）を知事に提出するものとする。

2 実績報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 補助金の総額

(2) 賃金改善の所要額 各障害福祉サービス事業所等において、賃金改善実施期間における賃金改善に要した費用（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分に充当した場合は、その額を含む。）の総額であって、前号の補助金の総額以上の額をいう。

(3) 基本給等による賃金改善の見込額等 前号の賃金改善所要額のうち、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによる賃金改善額及び他の賃金項目による賃金改善額であって、福祉・介護職員とその他の職員ごとの総額をいう。

3 補助事業者は、実績報告書を、事業完了後5年間保存することとする。

(特別事情届出書の提出)

第16条 補助事業者は、事業の継続を図るために、職員の賃金水準（福祉・介護職員処遇改善加算による賃金改善分を除く。以下この条において同じ。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、福祉・介護職員処遇改善支援補助金（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金分）に係る特別な事情に係る届出書（別紙様式4。以下「特別事情届出書」という。）を提出するものとする。

2 特別事情届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事業の継続を図るために、福祉・介護職員等の賃金を引き下げる必要がある状況について
- (2) 福祉・介護職員等の賃金水準の引き下げの内容
- (3) 当該補助事業者の経営及び福祉・介護職員等の賃金水準の改善の見込み
- (4) 福祉・介護職員等の賃金水準を引き下げることに適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続に関して、労使の合意の時期及び方法等

(額の確定)

第17条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第18条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付額に相当する賃金改善が実施されていない、賃金水準の引き下げを行いながら特別事情届出書の届出が行われていない等、算定要件を満たさないとき。
- (2) 虚偽又は不正の手段により補助金を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (4) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
- (6) 規則第5条の2各号のいずれかに該当するとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第1項の規定による取消しをするときは、第9条の規定を準用する。

(補助金の返還)

第19条 知事は、交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項の規定により補助金の返還を命じたときは、当該補助事業者に通知するものとする。

(加算金及び延滞金)

第20条 補助事業者は、第16条第1項の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

- 3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 知事は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。
- 5 補助事業者は、前項の申請をしようとする場合には、当該補助金の返還を遅延させないためにとった措置及び当該加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 6 第4項の規定による免除をするときは、第9条の規定を準用する。

(帳簿等の保存)

第21条 補助事業者は、賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後、5年間保存しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行し、令和5年11月29日より適用する。

別紙 1

表 1 福祉・介護職員処遇改善支援補助金（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金分）対象サービス

サービス区分	交付率
居宅介護	1.6%
重度訪問介護	1.6%
同行援護	1.6%
行動援護	1.6%
重度障害者等包括支援	1.6%
生活介護	0.8%
施設入所支援	1.6%
短期入所	1.6%
療養介護	1.6%
自立訓練（機能訓練）	0.9%
自立訓練（生活訓練）	0.9%
就労移行支援	0.7%
就労継続支援A型	0.7%
就労継続支援B型	0.7%
就労定着支援	0.7%
自立生活援助	0.7%
共同生活援助（介護サービス包括型）	1.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	1.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	1.1%
児童発達支援	1.1%
医療型児童発達支援	1.1%
放課後等デイサービス	1.1%
居宅訪問型児童発達支援	1.1%
保育所等訪問支援	1.1%
福祉型障害児入所施設	2.1%
医療型障害児入所施設	2.1%

注 1 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

注 2 就労定着支援及び自立生活援助は令和 6 年 4 月から適用する。

表 2 福祉・介護職員処遇改善支援補助金（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金分）非対象サービス

サービス区分	交付率
計画相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）、障害児相談支援	0%